

学校法人 北辰学堂 役員報酬支給規程

- 第1条 この規程は、学校法人北辰学堂の理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬の支給に関し、必要な事項を定めることを目的とする。
- 第2条 この規程において報酬とは、役員の内任期間における任務に対する対価をいう。
- 第3条 報酬の額は、毎年度理事会において決定する。
- 第4条 報酬は、直接本人に現金をもって支払うものとする。
- 第5条 報酬は、毎年12月中に全額支給する。ただし、内任期間の中において退任した役員に対しては、退任した日から30日以内に支給する。
- 第6条 役員が内任期間の中途において退任した場合は、退任した月を含む内任月数により月割によって支給する。
- 2 役員が死亡により退任した場合は、次の各号に掲げるその者の遺族に支給する。
- (1) 配偶者（届出をしていないが、役員の内死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
 - (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で役員の内死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
 - (3) 前号に掲げる者のほか、役員の内死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
 - (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号に該当しないもの
- 3 前項に掲げる者が報酬の支給を受ける順位は、前項各号の順位による。
- 4 報酬の支給を受けるべき同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。
- 第7条 学長の報酬については、学校法人北辰学堂給与規程に基づき支給する。

附 則

この規程は、昭和62年4月1日から施行する。